「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」について

趣 旨

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)は、バス、トラック、タクシーなどの自動車運転者について、労働時間等の労働条件の向上を図るため、その業務の特性から、すべての産業に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間(始業時刻から終業時刻までの時間(休憩時間を含む。))、休息期間(勤務と次の勤務の間の自由な時間)、運転時間等の基準を、平成元年に、大臣告示として制定。

制定の経緯

労働時間等の改善を定めた局長通達の策定(昭和42年)



- 長時間労働、交通事故の増加
- 路面運送における労働時間及び休息期間に関するILO条約の採択(昭和54年):運転時間上限1日9時間、1週間48時間

通達を大臣告示とすることで労使が合意し、 平成元年に「改善基準告示」を策定

中央労働基準審議会での関係労使の議論

※制定以降、法定労働時間が段階的に短縮し、 週40時間制へ移行するのに合わせて、内容の 見直しが行われ現在に至っている。

拘束時間、休息期間等の基準を定めた局長通達の策定 (昭和54年)

内 容

り 拘束時間【始業時刻から終業時刻までの時間(休憩時間を含む。)】

総拘束時間

トラック・・・・・・・ 原則 1か月 293時間

バ ス・・・・・・・・ 原則 4週間平均で1週間 65時間

タクシー・・・・・・・・ 原則 1か月 299時間

最大拘束時間

トラック、バス、タクシー: 原則 1日 16時間

(ただし、1日の原則的な拘束時間は13時間)

休息期間【勤務と次の勤務の間の自由な時間】

トラック、バス、タクシー: 原則 継続8時間以上

〇 最大運転時間

トラック: 原則 2日平均で1日9時間、2週間平均で1週間44時間 バス: 原則 2日平均で1日9時間、4週間平均で1週間40時間

連続運転時間

トラック、バス: 4時間以内

運転の中断には、運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に、 1回連続10分以上かつ合計30分以上の運転をしない時間が必要。

〇 休日労働

トラック、タクシー・・・・・・ 2週間に1回以内、

かつ、1か月の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内

バ ス・・・・・・・・・・・ 2週間に1回以内、

かつ、4週間の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内

※ その他、拘束時間の例外や分割休息期間、2人乗務、隔日勤務、フェリー乗船などの場合の特例有り。